

東日本大震災関連業務

東日本大震災に関連して実施した業務の概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」での「東京電力福島第一原子力発電所事故」により、福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を最終処分までの間、安全に集中的に貯蔵するための施設が「中間貯蔵施設」です。

当協会ではこの「中間貯蔵施設」設置に必要な土地の確保に関する業務を実施してきました。

確保する用地は、福島第一原子力発電所に隣接した大熊町及び双葉町の 2 町にまたがる 1,600 ヘクタールの広大な敷地であり、放射能汚染地域（帰還困難区域）でした。

業務は平成 26 年 9 月から着手しましたが、現地は事故発生時からそのまま放置されていた場所であり、除染も行われていなかったため、特に現地での調査作業においては様々な困難がありました。

実施業務は以下の 3 業務であり、令和 7 年度時点で①及び③の業務を継続して実施しています。

- ①中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務
- ②中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務
- ③中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務

防護服を着用した放射能汚染地域内での現地調査の様子

